

# 「一括史料」にみる近世・近代の流通構造変容

## — 土浦河岸における魚問屋仲間の展開と魚会社の成立 —

西 口 正 隆

### 【要 旨】

本稿は複数アイテムを編成せず一点としてまとめたもの（「一括史料」）を分析し、どれほどの歴史的事象が浮かび上がるのかを検証することで、複数アイテムを一括して処理することの危うさに警鐘を鳴らし、細目録の作成と編成の意義を指摘するものである。

今回分析した「一括史料」は、全19アイテムを、実態とは異なる標題で一括していた。そのため、改めて各アイテムごとに細目録を作成した上で分析を行った。その結果、対象とした「一括史料」は、①近世・近代移行期において、仲間を結成していた魚問屋・魚仲買が魚会社を設立するまでの記録文書であること、②問屋・仲買仲間結成、そしてそこから会社創設に至る背景には、魚荷物の直買（漁業者との直接取引）という従来の流通構造を逸脱する行為を止めさせることが課題であったこと、③会社を設立するにあたり、問屋と仲買との関係性に変化が生じたこと、などが明らかとなった。

上記の内容は「一括史料」のままでは明らかにならない事柄である。本稿では、上記の提示した上で、史料群の持つ特徴を利用者に提示するためには、1アイテムごとの目録作成と編成・記述を行う必要があること提示した。

### 【目 次】

はじめに

1. 一括史料「魚問屋仲間議定書」について
2. 土浦魚問屋仲間の取引形態と直買
3. 土浦魚会社の設立と流通構造の変容
  - (1) 土浦魚問屋の内国通運会社加入と約定締結
  - (2) 土浦魚会社の設立

おわりに

## はじめに

本稿は、複数アイテムが編成されず一括されたまとまりを用いて、そこから描き出せる歴史像を提示し、複数アイテムを一括する危うさに警鐘を鳴らした上で、1アイテムごとの細目録を作成し、編成を行う意義を指摘するものである。本稿では複数アイテムを一括したまとまりを、「一括史料」と称しておきたい。

本稿で用いる内田家文書全426点は、土浦市立博物館が所蔵する近世・近代における土浦の町方文書である。内田家は近世に魚問屋と河岸問屋を営んでいたが、近代に入ると土浦魚会社を開業した。この史料群の目録は1998年に土浦市教育委員会が刊行している<sup>1)</sup>。この館が刊行する目録は、①編年に基づいて史料番号が付与されている、②分類ないし編成による項目立て(シリーズ・サブシリーズ)は存在しない、③アイテムごとに目録を採録している、という特徴がある。①については、近年では原秩序を維持した番号付与に変更されており、②は刊行当初から今日に至るまで踏襲されている。また③については、類似・関係史料は複数アイテムで一項目とされる傾向があり、その結果、目録の作成に際して今回対象とするような「一括史料」が誕生している。本稿は、この「一括史料」に注目して、一括とすることを見直し、アイテムごとの目録作成の意義を主張していきたい。まず、この前提となる先行研究を把握しておきたい。

### アーカイブズ研究における編成・記述について<sup>2)</sup>

戦後各地で行われた民間所在資料の調査において主流であったのは、主題分類<sup>3)</sup>であった。これは史料(古文書)群を近世・近代などの年代別に分け、さらに支配・土地・貢租・家などの定型に当てはめて目録を作成する方式である。統一的な基準で古文書をカテゴライズするため、地域が異なっても理解がしやすいという利点もあった。ただし、各史料群が有する多様性には対応していないため、恣意的な分類が行われるケースもあった。

1970年代に入ると、安澤秀一氏<sup>4)</sup>、大藤修氏<sup>5)</sup>、安藤正人氏<sup>6)</sup>らにより文書館学が提起される。これは、史料群の持つ固有の構造を把握し、それを活かし表現することを主眼としている。単に細目録を作成していくのではなく、史料群の保管場所・状況なども記録し<sup>7)</sup>、目録作成・編成に活かすことが提起されるようになった<sup>8)</sup>。今日では史料群の編成・記述を行った上で目録

- 
- 1) 土浦市古文書研究会編『土浦市史資料目録 第十集 土浦の古文書その九』(土浦市教育委員会、1998年)。
  - 2) 山崎圭「アーカイブズの編成と記述—近世文書を中心に」(国文学研究資料館編『アーカイブズの科学 下巻』柏書房、2003年)を参照している。
  - 3) 主題分類の方法について分かりやすく紹介した成果として、鎌田永吉「近世史料の分類—第十八回史料取扱講習会草稿—」(『史料館研究紀要』9、1977年)が挙げられる。
  - 4) 安澤秀一『史料館・文書館学への道—記録・文書をどう残すか—』(吉川弘文館、1985年)。
  - 5) 大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』(吉川弘文館、1986年)。
  - 6) 前掲註6『史料保存と文書館学』、安藤正人「史料整理と検索手段作成の理論と技法—欧米文書館の経験と現状に学ぶ—」(『史料館研究紀要』17、1985年)、同『記録史料学と現在』(吉川弘文館、1998年)。
  - 7) 概要調査・現状記録の方法や論点については、西村慎太郎「概要調査・現状記録再考—民間所在資料保存のために—」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ篇』9、2013年)。
  - 8) 渡辺浩一「神戸家所蔵犬山屋神戸家文書の保存容器について—犬山屋神戸家文書目録(その一)を刊行して—」(『史料館報』63、1995年)。

が刊行される例も増えはじめています。

しかし、アーカイブズ学の理念や方法論が全国的に普及したとはいえず、今日でも主題分類による史料目録が刊行される例は多い。また今回取り上げる土浦市立博物館では、主題分類は行わず、編年体の目録を刊行している<sup>9)</sup>。そのため、史料の保管状況やまとまり（シリーズ・サブシリーズレベル）についても判然としない場合も多い。これに加え、前述の「一括史料」も多数含まれており、利活用の面においては課題が残されている。

この課題に資するため、本稿ではまず土浦河岸魚問屋の「一括史料」を取り上げ、アイテム単位に腑分けし、目録作成を行う。そして「一括」とされた複数アイテムが有する本来の意義を捉え直してみたい。

### 土浦河岸の魚問屋に関する成果と課題

次に「一括史料」理解の前提となる土浦河岸の魚問屋・会社に関する成果を確認しておきたい。土浦河岸の魚問屋・会社についての分析として、第一に『土浦市史』が挙げられる。ここには次の記述がある。

明治十四年七月には、魚屋十余名が株主となって、魚類競売を目的とした『土浦魚合資会社』を設立創業、(中略)たいへんな活気を呈したという。会社は初め資本金千円、(中略)社長に内田要之助、副社長大久保藤八、取締役木村徳兵衛、保立伊助、沼尻八右衛門(のちに清水善太郎に替わる)などの名がつけられているが、大正七年には、解散している<sup>10)</sup>。

このように、魚会社の存在を紹介したものの、会社設立に至る背景や流通構造に関わる視点はなく、活気を呈した魚会社という認識に止まっている。

その後、近世の魚問屋から魚会社への変遷に注目した成果として、岡部真二氏<sup>11)</sup>の論考が挙げられる。岡部氏は、近世・近代をとおして土浦河岸の動向を分析し、この河岸の特質を、河岸問屋を通さないで荷積みを行う「直積」に求めた。この視点から、魚問屋・荷主仲間を分析している。この論考では、河岸問屋の存在を相対化する視点に注力して他の河岸(佐原・古河)<sup>12)</sup>との共通性を見出すことを主眼としていたため、対象とする魚問屋・魚会社が抱えていた問題や、流通構造と輸送の関連性などについての深い考察はなされなかった。

土浦河岸内部で魚荷がどのように取引され、その際どのような問題が起きていたのか。本稿では内陸水運との関係性も踏まえて、歴史的な位置付けを考えてみたい。

### 近世・近代移行期の流通史研究の成果と課題

次に内陸水運史の成果を踏まえておきたい。これについては、近世史と近代史の分野で捉え方の相違があるため、それぞれ確認しておきたい。近世史研究では陸運研究から課題が派生して深化したといえる。その嚆矢は古島敏雄氏の成果である。古島氏は陸運(宿駅制度)・水運における公用輸送を特権的交通機関と位置付けし、その余暇を用いて運用されていた商品流通

9) もっとも刊行目録全てで主題分類がなされていないわけではない。ただし主題分類と分かる目録は一部である。また史料番号の付与方法も判然としないものが多い。

10) 土浦市史編さん委員会編『土浦市史』(土浦市、1975年)、P.730。

11) 岡部真二「地方都市の河岸をめぐる近世から近代—霞ヶ浦西岸の土浦町を事例として—」(地方史研究協議会編『茨城の歴史的環境と地域形成』雄山閣、2009年)。

12) 永原健彦「河岸問屋株をめぐる諸問題—下総国佐原村を事例として—」(『論集きんせい』26、2004年)、同「城下町の河岸—下総国古河を題材に—」(『別冊都市史研究 水辺と都市』、2005年)。

(中馬稼ぎなど)を新興機関として捉え、その対立の経過を分析した<sup>13)</sup>。この成果に触発された川名登氏<sup>14)</sup>・丹治健蔵氏<sup>15)</sup>らは、河川水運を対象として特権・新興の対立構造について分析を行った。そして、元禄期以降に年貢米輸送を担った河岸が特権化し、新興輸送者と対立した過程を論じた。繰り返される対立と訴訟の発生から、明和・安永期に特権の河岸問屋が株の取得を求めたことで、関東各地に河岸問屋株が付与された。しかし、商品流通の進展や訴訟の頻発、新規輸送者(河岸問屋・農間駄賃稼ぎなど)の登場などにより、特権の河岸問屋が衰退したと理解している<sup>16)</sup>。また、近代に入ると鉄道の普及により河川舟運も衰退していくとする主張もある<sup>17)</sup>。

一方、近代史研究は日本における産業革命の解明を試みることを主眼としたため、全国的運輸機構の形成過程に関心が集まって来た<sup>18)</sup>。この中で内陸水運という旧来の輸送機関から、鉄道という新たな輸送機関への転換が議論されることとなった。このような潮流の中で、老川慶喜氏は鉄道普及と河川・街道への影響を中心に分析した。そして、鉄道開通に伴う交通・運輸の再編過程を、地方史レベルで解明する必要性を主張している。河川舟運と道路輸送により形成されていた地域輸送体系を、日本鉄道会社の鉄道開通により、鉄道・道路の結合という鉄道中心の輸送体系に再編したと結論付けた<sup>19)</sup>。一方、増田廣實氏は、日本鉄道会社が設立される明治14年(1881)から翌年を境として、内陸水運・街道による輸送から、鉄道整備への転換という、全国的運輸機構の再編が行われたと主張した。この動きを加速させた要因として、大久保利通政権による殖産工業政策の行き詰まり、大隈重信の下野による薩長派政権の政権運営(内政状況の変化)、三菱会社の海運独占体制の打破などを挙げている<sup>20)</sup>。

このように、近世史・近代史では輸送をめぐる視点がやや乖離している。近世史研究では特権・非特権対立により後者が影響力を増し、幕藩制流通構造を変容させていく過程が論じられ、その動きが近代の全国市場に繋がっていくという指摘もなされている<sup>21)</sup>。一方、近代史研究では明治政府による全国的交通運輸機構の解明に関心が集まることで、鉄道の登場が主要な分析対象となる。そのため、内陸水運が近世・近代移行期にどのような変容を遂げたのか、あるいは何が変容しなかったのか、そして輸送主体(鉄道・船舶)以外の対象はどのように関与し、ど

- 
- 13) 古島敏雄『江戸時代の商品流通と交通—信州中馬の研究—』御茶の水書房、1951年。本書は『信州中馬の研究』(伊藤書店、1944年)を改訂したものである。のち『古島敏雄著作集』第四巻(東京大学出版会、1974年)収録。
- 14) 川名登『近世日本水運史の研究』(雄山閣、1984年)。
- 15) 丹治健蔵『関東河川水運史の研究』(法政大学出版局、1984年)。
- 16) 前掲註14『近世日本水運史の研究』。
- 17) 前掲註15『関東河川水運史の研究』。
- 18) 大石嘉一郎編『日本産業革命史の研究 上・下』(東京大学出版会、1975年)、石井寛治「産業革命論」(石井寛治・海野福寿・中村政則編『近代日本経済史を学ぶ 上』有斐閣、1977年)、同「国内市場の形成と展開」(山口和雄・石井寛治編『近代日本の商品流通』東京大学出版会、1986年)、神立春樹『産業革命期における地域編成』(御茶の水書房、1987年)。
- 19) 老川慶喜『産業革命期の地域交通と輸送』(日本経済論評社、1992年)。
- 20) 増田廣實『近代移行期の交通と運輸』(岩田書院、2009年)。
- 21) 斎藤善之「近世的物流構造の解体」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座第7巻 近世の解体』東京大学出版会、2005年)、同「流通構造の転換」(大津透ほか編『岩波講座 日本歴史 第14巻・近世5』岩波書店、2015年)。

のような意味を持つのかといった点は、あまり解明されていない<sup>22)</sup>。そこで本稿では、近世・近代移行期を中心に、魚問屋と内陸水運の関わりと変容について検討してみたい。

## 1. 一括史料「魚問屋仲間議定書」について

今回分析する「一括史料」は、史料目録上「魚問屋仲間議定書」<sup>23)</sup>と記されているまとまりで、全19点のアイテムで構成されている。ただし、史料目録上では1アイテムであり、年代は万延元年（1860）8月と表記されている<sup>24)</sup>。そこで今回、全19アイテムの細目録を作成したところ、後掲の【別表1】のとおりとなった。なお、目録作成の順序は中性紙封筒に収められていた状態を活かし、上から下へ順に番号を付与した。

【別表1】によれば、年代は万延元年（1860）から明治17年（1884）までの、近世末から近代初頭にかけてのアイテムで構成されている。残念ながら原状は失われているため本来の保管状況は不明であるが、各アイテムをまとめていたとみられる袋も3点含まれていた。

3点の袋を順に確認していきたい。まず【別表1】中151-1の袋（A）は、「明治十七年第三月 魚問屋書類 内田氏」と記されている。寸法は縦37.2cm・横22.5cmあり、残る全てのアイテムを入れることができる大きさである。また表面に記された年代は、【別表1】の中で最も新しい。したがってAの袋は残る151-2から12の計18アイテムを一括していたと考えられる。

2点目は【別表1】中151-3の袋（B）である。袋の表面には「明治拾四年七月 土浦魚会社設立書入 壺冊」、裏面には「うちた氏」と記されている。寸法は縦32.5cm・横11.8cmと縦長である。袋表面の「土浦魚会社設立書入」「壺冊」の文言から、この袋に収められていたアイテムを推定したい。【別表1】を確認すると、「魚会社設立御届」（151-2-②）、「魚会社設立規則」（151-2-③）を含んだ明治14年作成の綴「土浦魚会社設立関係書類綴」（151-2-0）が存在する。これ以外に「魚問屋設立」に該当するアイテムはない。また、151-2の綴は縦に折りが付けられている。したがって、Bの袋には151-2-①から④の綴1点が収められていたと考えられる。

3点目は【別表1】中151-11の袋（C）である。袋の表面には「魚問屋議定書入 但五通入」、裏面には「常陸土浦住 順信」<sup>25)</sup>とある。寸法は縦44.5cm・横15.5cmと縦長である。ここでも「魚問屋議定書入 但五通入」の文言から、この袋に収められていたアイテムを推定したい。「議定（定）」の文言が含まれるアイテムは、文久3年（1863）11月「議定」（151-8）、文久元年（1861）4月「仲間議定連名帳」（151-9）、万延元年（1860）9月「仲間議定連名帳」（151-10）、同年8月「議定」（151-12）の4点が該当する。いずれのアイテムも縦半分の折りが付けられている。したがって、Cの袋には上記4点が収められていたと考えられる。ただし本来は5点存在したはずであるが、残る1点は年月を経て失われたと考えられる。

なお、Cの袋を用いて文書整理をした年代は不明である。しかし、①近世文書の反故紙を用

22) 中村尚史・大島久幸「交通革命と明治の商業」（深尾京司ほか編『岩波講座 日本経済の歴史 第3巻 近代1』岩波書店、2017年）において、「国内輸送の体系を考える場合、本来であれば河川舟運についても検討する必要があるが、紙幅の関係で割愛せざるを得なかった」と註記されていることが象徴的である。

23) 土浦市立博物館所蔵内田家文書151。以下、同史料群は「内田家文書」と表記する。

24) 前掲註1『土浦市史資料目録 第十集 土浦の古文書その九』、104頁。

25) 順信とは近世末から近代にかけて内田家の当主を務めた内田要之助順信のことである。

いて袋を作成していること、②収められたアイテムはいずれも万延から文久のものであること、以上の2点から慶応年間から明治初頭に文書整理が行われたと考えられる。

ここまで、AからCの袋に収められていたアイテムを推定してきた。上記の分析を基に文書整理の変遷を考えると、C→B→Aの順に袋が作成され、各アイテムを収めて管理・保管していたと考えられる。また袋の大きさと形状から、Aの袋にB・Cをまとめて入れて保管していたと考えられる。

以上、「魚問屋仲間議定書」として一括されていたアイテムを再分析してきた。このアイテムは全19点で構成されており、近世末期から明治10年代までの、魚問屋・会社関係史料をまとめたものであることが明らかとなった。また、近世末から明治17年までの間に3回にわたって文書整理がなされていたことが確認できた。したがって、このまともは、近世・近代の文書を魚渡世という観点から連続的に捉えて整理を行い、保管したものであったことが分かる。それでは、この19点を貫くテーマとは、一体何だったのであろうか。この点については節を改めて検討していきたい。

## 2. 土浦魚問屋仲間の取引形態と直買

ここからは全19点のアイテムを分析し、そこから読み取ることができる歴史像を提示していく。これにより、複数アイテムを一括して1件とする危うさが浮かび上がると筆者は考えている。一括文書の存在は史料群全体の編成記述をも左右すると考えるためである。

まずは近世末のアイテム5点を分析してみたい。なお5点のうち、袋Cについては前節で分析を行っているため、ここでは割愛する。一括文書の年代上限は、万延元年(1860)8月の「議定」(【別表2】)である。これは土浦の魚問屋・魚仲買一同<sup>26)</sup>が取り決めたもので、全5か条にわたる。この年に議定内容が記録された理由は、議定中第1条に記されている。

### 【史料1】<sup>27)</sup>

一、近年魚渡世之儀猥ニ相成、仲買之内両三人議定相背仲間を外れ無法之渡世致候ニ付、棒手振之内ニも右を見習同様之渡世致候者有之候、然ル上は右様無法之渡世致候者江荷訳ケ致候儀者勿論、取引等も致問鋪候筈之処、仲間并棒手振之内ニ而、右之者共江荷訳ケ致し候者有之候由、今般相改問屋仲買一同申談事之上、取究申議定左之通(後略)

【史料1】の大意は次のとおりである。近年魚渡世が勝手俣となり仲買数人が議定に背き無法の渡世を行った。棒手振の中にもこれを見習って渡世を行う者が現われた。ついでには無法の渡世をする者へ荷分け・取引を行わないと取り決めたが、仲買や棒手振の中には守らない者もいる。そのため問屋仲買一同で相談し、議定を取り決める、というものである。

ここでいう「無法の渡世」とは、問屋を介さずに仲買や小売り商が漁師から直接買い付けを行う、直買の事を指している。議定が作成される2か月前の万延元年6月には、仲買が議定を破り、問屋を介さずに浜方(漁師)から直接魚を購入したため、魚問屋が仲買を訴えてい

26) 土浦町の魚問屋と魚仲買については、史料上の制約によりはっきりとした総数は明らかではない。ただし、魚問屋は内田家と後述の大久保家の最低でも2軒は存在していた。また魚仲買は議定への連名数から、最低でも12軒は存在していたと考えられる。

27) 万延元年(1860)8月「議定」(内田家文書151-12)。

る<sup>28)</sup>。土浦では小売（棒手振）－仲買－問屋－浜方の順に取引を行うことが議定で定められていたが、仲買や棒手振が議定を破り、無法の渡世（浜方からの直買い）を行うことも横行していたことが分かる。

それでは、万延元年にはどのような事項が取り決められたのであろうか。第2条では無法渡世の者は名を控えて樽内に入れ、問屋・仲買一同立ち会いの下、記された名前を披見することを取り決めている。このほか、仲間外の者と取引をする仲買は、一同相談の上で仲買から除外する（第3条）、仲間外の者に荷分けをする棒手振は、その親方や仲買も荷分けや取引を一切行わない（第4条）、自己の棒手振に心得違いや仲間外と売買をする者がいれば、親方は渡世を3日間休業とする（第5条）、などの内容が盛り込まれている。いずれも問屋・仲買・棒手振一同に対して仲間外の者との取引を禁ずる内容が主である。これはすなわち、問屋・仲買・棒手振ともに仲間外の者との間で直接取引を行う事例が横行していたことを示している。

しかし、この議定以降も直買は発生しており、議定が作成された1か月後の同年9月には、田宿町の店借常陸屋利兵衛が議定を破って浜方（漁業者）と直買を行い、魚問屋内田久右衛門が訴訟を起こしている<sup>29)</sup>。これに伴い、同年9月には魚問屋仲間・魚仲買仲間「仲間議定連名帳」（【別表2】）を作成している。この文書は①魚問屋仲間間の議定（「定」）、②魚問屋仲間・仲買仲間間の取り交わし議定（「為取替申議定証文之事」）、③魚問屋内田久右衛門と仲買中での取り交わし議定（「仲間議定覚」）の3点で構成されており、議定作成の発端については①「定」の第1条に記されている。

【史料2】<sup>30)</sup>

- 一、魚渡世之儀、近来猥ニ相成候ニ付、既ニ弘化三午年三月中問屋仲買一同申談之上議定取究置候処、猶又近年猥ニ相成議定相破り勝手我侬之渡世仕候者有之、渡世向手薄ニ相成、殊ニ直段甲乙も有之候而、仲間一同難渋仕候ニ付、一同申談之上、旧来仕来之通議定相守渡世相當申度候、問屋ヲ以御願奉申上候処、猶又相改議定取究、是迄仕来之通相守渡世相當可申段被 仰渡候ニ付、今般相改取究申議定、左之通（後略）

【史料2】によれば、弘化3年（1846）3月に問屋・仲買一同で申し合せて議定<sup>31)</sup>を設けたものの、再三にわたり遵守しない者がいるため、再議定を作成したとある。万延元年8月議定と同様、取り決めの作成後も順守されないことが、再議定の要因であった。

①で取り決められたことは、問屋による小売り・荷造りの禁止（第2条・第3条）、せり売りの禁止（第4条）、問屋・仲買間の直取引は綿密な相談を行うこと（第5条）、仲買の買付け禁止（第6条）、問屋は魚代金の勘定をきちんと行うこと（第7条）の全7条である。これらは仲買・問屋が双方に機能する売買体制の維持が中心であり、議定を取り交わさなければ、双方共に生産者（浜方）や小売り人（見世・棒手振ら）と直買（直取引）を行うことが頻発する事情が窺える。

次に②「為取替申議定証文之事」の内容を確認する。これは魚仲買一同が問屋中と取り交わした議定書である。内容は、問屋の直売り禁止（第2条）、問屋は魚代金をきちんと勘定する

28) 万延元年6月「乍恐以書付奉願上候（魚問屋共議定年々相怠るにつき）」（内田家文書150）。

29) 万延元年9月「乍恐以書付御届奉申上候（魚問屋仲間議定を破るにつき）」内田家文書152）。

30) 万延元年9月「仲間議定連名帳」（内田家文書151-10）。

31) 弘化3年の議定は現存しておらず、その内容は不明である。

こと(第3条)、勘定を適切に行わない者は売買を断っても異議申立てをしない(第4条)、生魚荷物は扱わない(第5条)ことを取り決めている。第2条が示すとおり、問屋が仲買小売り・仲買を介さず直接商いを行うことや、問屋が勘定を適切に行うことを求めたものであった。

最後に③「仲間議定覚」の内容を確認する。これは魚問屋内田久右衛門と仲買中での取り交わし議定書である。内容は、棒手振への荷物横流し禁止(第1条)、魚の値段は仲買の中で月番の者が問屋と相談すること(第2条)、問屋の勘定が成立しない時には問屋の申し出に従い仲買の月番が万事差配すること(第3条)、棒手振が競り買いをする際は、仲買1人につき2人差出して立ち会うこと(第4条)、魚売買の分け前は月番が引き請け、仲買一同へ分配すること(第5条)の全5条である。条文からは、出荷量や値段などの売りに関する事項は、問屋が権限を持ち、仲買を差配していたことが窺える。

さて、①から③はいずれも万延元年9月に取り交わした議定であるが、締結は綴の作成状況から、①問屋仲間内での意志決定→②問屋仲間・仲買仲間間の事項確認→③各問屋と仲買一同の事項確認の順で行われたと考えられる。したがって、問屋・仲買の各仲間内のみならず、問屋・仲買一同でも議定を締結し、魚売買の意思疎通を図っていたことが分かる。

万延元年9月の再議定にも拘わらず、同年12月には再び直買が発生している<sup>32)</sup>。これにより翌文久元年(1861)4月には再び議定【別表2】が作成されている。この議定内容は万延元年のものと同様であることから、直買の阻止が目的とみてよいであろう。

それでは、魚問屋仲間と魚仲買仲間の関係性は、問屋による支配的なものであり続けたのだろうか。関係性の変化は、文久3年(1863)11月に魚仲買仲間一同が取り決めた「議定」から窺うことができる。まずは議定の作成背景を条文から確認しておきたい。

### 【史料3】<sup>33)</sup>

一、魚渡世之義近年荷薄ニ相成、仲間一同難渋之旨、問屋江申談候処、問屋方ニ而差支候義有之候ニ付、三ヶ年之間仲買方ニ而引請渡世致呉候様被相頼候ニ付、今般仲間一同申談之上仲買方ニ而引請渡世致候ニ付、取究申議定、左之通(後略)

【史料3】は議定第1条である。これによれば、近年荷薄となり仲間一同難渋している旨を問屋へ相談したところ、問屋方にも差し支えがあるため、3年間仲買方で魚売買を引き請けて渡世するように頼まれ、このたび仲間一同で申し合せた。そして、仲買方で渡世を引き請けることとするため、議定を取り決めた旨が記されている。当時土浦に流通する魚荷は減少していたため、問屋・仲買の双方が渡世に支障が出ていた。これは気候変動などによる不漁も想定されるが、浜方から魚を直接買い付ける直買の横行により、問屋・仲買を経ることのない新たな流通ルートが用いられていたと考えられる。いずれにしても、荷薄に伴う魚仲買仲間の難渋により、魚問屋側は3年間の限定を設けた上で魚売買の権限を仲買に譲ったのである。魚問屋側も渡世に支障は出ていたものの、小売人への荷捌きを仲介する仲買の存在は不可欠であった。したがって、問屋による仲買への権限委譲は、流通構造を維持させるための苦肉の策であったと推察される。

仲買側は新たに魚売買渡世を始めるにあたり、残る4か条の取り決めに結んでいる。内容は、

32) 万延元年12月12日「詫入申一札之事」(内田家文書155)。

33) 文久3年11月「議定」(内田家文書151-8)。



口銭（手数料）収入の50%を問屋が取り、荷捌きや船馬の世話は問屋が行うこと（第2条）、口銭収入の25%を仲買行司が立替え、世話人がこれを収入とすること（第3条）、口銭収入の25%は惣仲間の積立金とすること（第4条）、勘定は毎日行い端銭は月ごとに支払うこと（第5条）、である。前述のとおり、魚問屋は売買を魚仲買に依頼しているものの、口銭収入の半分は問屋が得ていたことが分かる。

ここで本節の内容をまとめておきたい。土浦河岸の魚問屋は浜方－問屋－仲買－棒手振の取引関係が形成され、問屋と仲買はそれぞれに仲間を結成していた。また弘化3年には議定を定め、取引を仲間内で行うこと、問屋・仲買それぞれが直買を行わないことを定めていた。しかし、仲間外と取引を行う者や、直買規制を無視する者が現われたことで、万延元年・文久元年と、最低でも2回議定を結び直している。ここで重要なことは、再議定の内容は弘化3年のそれと同様のものを毎回締結していることである。新たな条項を追加せずに結び直すことは、直買や仲間外商人との取引が横行し、それによる実害が発生していたことを示唆している。

問屋に関わる議論として、近年では江戸を事例に問屋ヘゲモニー論が提起されている。これは吉田伸之氏が市場社会論<sup>34)</sup>を深化させて、近世都市社会の展開を説明したものである。吉田氏は、町とは異なる単位で、諸商人・諸職人を仲間・組合として把握し、その頂点に問屋仲間が置かれるという体制が形成されたとする。そして、株取得などにより権力と共生し展開するが、天保の株仲間解散により、「自分荷物の論理（買積みなど）」が横行し、運賃積みを主とする問屋との対立の末、問屋仲間などのヘゲモニーが解体を遂げていくという見解を示した<sup>35)</sup>。本報告における土浦河岸の魚問屋では、①議定締結の際には、問屋間→問屋・仲買各仲間間→個々の問屋・仲買間の順に行われていることから、取引に関わる事項は問屋→仲買の順に決定されること、②文久3年の議定で問屋は魚売買を仲買に3年間委譲しているが、口銭収入の半分は問屋が収益としていること、③②は魚荷の減少によって仲買・問屋の双方が渡世の行き詰まった結果によるものであり、問屋は旧来の流通構造を存続させるために権限委譲を行うという苦渋の選択であったと考えられる。②・③は土浦魚問屋のヘゲモニーを変容させる出来事ではあったが、あくまでも臨時的な措置であったため、問屋・仲買間の関係性が根本から変化することはなかった。この変化については後述したい。

### 3. 土浦魚会社の設立と流通構造の変容

本節では19アイテムのうち、残る14アイテムについて分析していきたい。ただし前節同様、すでに分析した袋A（151-1）・袋B（151-3）については割愛する。この14点のアイテムは、魚問屋の内国通運会社加入に関する史料と、土浦魚会社の設立に関する史料に大別できる。それぞれ確認していきたい。

34) 吉田伸之『巨大都市江戸の分節構造』（山川出版社、1999年）。

35) 吉田伸之『伝統都市・江戸』（東京大学出版会、2012年）、原直史「全国市場の展開」（大津透ほか編『岩波講座 日本歴史 第12巻・近世3』岩波書店、2014年）。

### (1) 土浦魚問屋の内国通運会社加入と約定締結

「魚問屋仲間議定書・土浦魚会社設立書」に含まれるアイテムは、文久3年(1863)の「議定」以降、明治9年まで下る。これは内田家文書に限った話ではない。土浦市立博物館が所蔵する史料群のうち、土浦河岸に関係する史料も、この時期のものは現存が確認できない。したがって、明治維新期における土浦河岸魚問屋の動向は判然としない。

文久3年以降に確認できる最初のアイテムは、明治9年(1876)11月24日に内国通運会社惣代佐久間庸則が土浦町(河岸)の内田要之助に対して、鮮魚荷物取扱所の名称と営業を認めた許可書である。

#### 【史料4】<sup>36)</sup>

今般当会社江連合定約相済候条、管轄

御庁江奉願御間済之上、猶本地鮮魚荷物取扱所之称を表し営業可被成候也

【史料4】によれば、内田要之助は内国通運会社へ連合、すなわち合併の上で鮮魚荷物取扱所と名称を改めたことが明らかになる。

しかし、魚問屋の内田は、なぜ内国通運会社から営業許可を得ているのであろうか。この背景には、内陸運輸をめぐる太政官布告の発令と県布達が出されたことが大きく影響している。

明治6年(1873)6月27日に布告された太政官布告第230号は、全国の水陸運輸業者に対し、陸運元会社に加入するか、独立経営を駆逐寮に届け出ることを求めたものである<sup>37)</sup>。これにより、水陸運輸に携わる者は多くが陸運元会社の傘下に入ったと考えられている<sup>38)</sup>。ただし、同社への加入は義務ではなかったため、傘下に入らない独立経営も可能であった。布告公布に伴い、茨城県はこれと同様の布達を発したと考えられる。明治8年(1875)に陸運元会社は解散し、後継として内国通運会社が新たに誕生する<sup>39)</sup>。これに伴い、陸運元会社に属していた水陸運輸従事者は内国通運会社の傘下に置かれた。その後、明治12年(1879)になると、太政官布告第230号は廃止されている。

近代初頭の水陸運輸機構において、太政官布告第230号は大きな影響力を持ったと考えられているが、その解釈をめぐるのは、齟齬も生じていた。この点については、明治10年5月の「為取換約定書」に記された約定締結理由によって明らかとなる。

#### 【史料5】<sup>40)</sup>

当土浦町ノ儀ハ往古ヨリ商業人一統ニテ川岸場運上金上納ノ上、積問屋ニ不拘直積直請仕来処、明治六年太政官二百三十号公布ノ御旨趣モ有之、尚昨明治九年県庁ヨリ御布達ニテ内国通運会社江連合不致者ハ水陸共運送営業不相成趣ニ付、向後運送ノ儀如何様ノ規則御布達有之共差支無之様、当町一般ノ諸商業人共一同協議ノ上、内国通運会社江加入致シ、左ノ条件ヲ約定ス(後略)

【史料5】は、土浦町内の魚問屋・荒物小問物問屋・米穀問屋などの諸商人で取り交わした

36) 明治9年11月24日「(当会社へ連合の約定相済み鮮魚荷物取扱所と称し営業致すべきにつき)」(内田家文書151-7-①)。

37) 以下、本稿では「太政官布告第230号」とのみ記載する。

38) 前掲註21『近代移行期の交通と運輸』。

39) 日本通運株式会社『社史』(日本通運株式会社、1962年)。

40) 明治10年5月「為取換誓約証」(内田家151-7-③)。

「為取換約定書」の前文である。これによれば、明治6年の太政官布告第230号及び明治9年の県布達により、内国通運会社と連合しない者は、水陸運送の営業をしてはならないという布達があったため、今後の運送についてどのような規則や布達があっても差し支えないよう、同社へ加入した旨が記されている。すなわち問屋・仲買一同は茨城県の布達によって内国通運会社へ加入したことが分かる。前述のとおり、太政官布告によれば内国通運会社への加入は義務ではなく、水陸運送に携わる者は同社への加入か独立を選択できた。そのため茨城県は太政官布告の内容について異なる解釈をした上で、県下に布達を発したと考えられる。

さて、明治13年5月10日には再度約定書が作成される。約定書作成の理由は書面冒頭に記載されている。

【史料6】<sup>41)</sup>

問屋営業之儀ハ明治九年県庁ヨリ御布達ニテ、内国通運会社江連合不致者ハ、水陸共運送営業不相成趣ニ付加入致シ、従来之通御聞済相成候間、問屋・仲買協議ノ上、明治十年四月中約定連印ノ際、其后猥リニ相成候ニ付、今般更正致シ、左之通ニ約定ス（後略）

【史料6】によれば、問屋営業については、明治9年の県布達が内国通運会社と連合しない者は水陸の運送営業を認めないという趣旨であるため、同社へ加入したところ、従来どおりに承諾された。この度問屋・仲買一同で協議し明治10年4月に約定した。その後、議定内容を破る者が現れたため再度約定する、とある。この結果、従来の7か条に3か条を追加した計10か条の議定が作成されたのである（【別表3】）。

では新たに追加された3か条はどのような内容であったのだろうか。第8条は浜方からの直買を禁止する内容である。第9条は棒手振らも含めた直買の禁止、第10条は問屋の直買禁止と、直買時には仲買が魚荷を引き取るという規約である。いずれも直買の禁止に関する条文であるが、ここから明治13年においては、直買を差し止めることが仲間間の生業を守るための必須事項であり、禁止しなければならないほど直買が横行していた事情が窺える。なお、直買の禁止の取り決めが遅くとも近世末期から締結されていたことは、前節で確認した。したがって、繰り返し議定を締結してもなお、直買は無くなることなく、常態化していた様子が窺える。

## （2）土浦魚会社の設立

明治14年5月7日、魚問屋仲間は魚会社を結成する。発起人は魚問屋内田要之助のほか同じく魚問屋の大久保藤八、魚仲買の木村徳兵衛・保立伊助・沼尻八右衛門の5名であった<sup>42)</sup>。社員は全14名であり、社長に内田、副社長に大久保、取締には木村・保立・沼尻の3名が就任している<sup>43)</sup>。

魚会社結成に際して作成されたのが全10条の「約定証」<sup>44)</sup>である。その後会社設立を届け出

41) 明治13年5月10日「約定証」（内田家文書151-4）。

42) 明治14年7月15日「魚会社設立御届」（内田家文書151-2-②）。

43) 明治14年7月27日「開業及役員御届」（内田家文書151-2-①）。

44) 明治14年5月7日「約定証」（土浦市立博物館寄託保立家文書3-⑧）。以下、同史料群は「保立家文書」と表記する。

た史料が、内田家文書の「魚会社設立御届」<sup>45)</sup>、「開業及役員御届」<sup>46)</sup>、「魚会社設立規則」<sup>47)</sup>であり、同家ではこれらを一綴りにした上で保管していた。

では魚会社設立の契機とは何だったのであろうか。以下、明治14年5月7日の「約定書」(【別表4】)を基に分析しておきたい。

【史料7】<sup>48)</sup>

約定證

内田要之助大久保藤八永年魚問屋営業罷在候処、今般兩家ヨリ問屋ヲ廢シ更ニ魚会社設立致シ度旨仲買へ協議ニ及ヒ候処、尔談相整ヒ候ニ付、向來広く売買ノ便利ヲ主トシ、且營業保護ノ為詰約定、左ノ如シ

第一條

- 一 結社年限ハ五ヶ年以上ヲ以テ期トス、名号魚会社ト称スル事  
但、斯会社結約候以上ハ旧官省ノ許可ヲ得、更ニ廢署ニ出願ル者トス

第二條

- 一 本社資本金七百五十圓ト相定メ募集スルニ、此株參十株ニ分チ則壹株金貳拾五圓トス  
但、開社年限ハ株金取戻スコトヲ不許、且仲間ニテ売買ヲ許ス

第三條

- 一 新規仲買設置候以上ハ式名以上ノ保証人ヲ相立候事  
但、株主及ヒ仲買協議之上加入可致候事

第四條

- 一 本社口銭ノ内壹割式分ト口銭外ニ金壹圓ニ付銭切五錢安ト相定メ、仲買之者申受候事  
但、今回協議之上、本文之外直引トシテ金一圓ニ付金二錢宛御申受候事

第五條

- 一 仲買之者以外ノ口銭申受候上ハ、買受代金日切勘定可致事  
但、翌日相滞候者

第六條

- 一 買代端銭ハ月末悉皆勘定可致候事

第七條

- 一 本社勘定相滞出頭不致者江仲間之者ヨリ決テ売物等相送り候儀ハ一切停止候事

第八條

- 一 本社益金之内百分一(金百圓ニ付金一圓ニ当ル)ヲ積立置キ、且第四條ニ照準シ仲買江遣シ、其他百般之諸費ヲ引去り、金益金配当法、左之通り

全益金割賦法

- 十分ノ參(金百圓ニ付則金三十圓ニ当ル)旧問屋兩家ノ益金トス
- 十分ノ五(金百圓ニ付則金五拾圓ニ当ル)株金高割トシ株主へ配当ス
- 十分ノ二(金百圓ニ付則金二十圓ニ当ル)株之買高金江配当ス

45) 明治14年7月15日「魚会社設立御届」(内田家文書151-2-②)。

46) 明治14年7月27日「開業及役員御届」(内田家文書151-2-①)。

47) 明治14年7月「魚会社設立規則」(内田家文書151-2-③)。

48) 明治14年5月7日「約定書」(保立家文書3-⑧)。

### 第九條

- 一 各仲間協議ノ上ハ浜方ヨリ買付カケタト唱ヒ直買等一切停止候事  
但、棒手タリ共本文ニ照シ其親方ニテ嚴重ニ取調、堅ク停止候事

### 第十條

- 一 本社ヲ不会計ニ致置キ、私ニ營業換候節ハ、買置キノ物品無断引取候ニモ決而違背申  
間敷候事

右之條々誓約ノ上ハ違犯致間敷候、若シ約定ヲ背ノニ於テハ、前件之通御処分請ケ候共、  
一言ノ申分モ無御座候、為后証約定連署如件

明治十四年五月七日創立

【史料7】によれば、内田要之助・大久保藤八の2人が問屋を廃止して魚会社を設立したいという趣旨を仲買一同と協議し、相談が整ったとある。結社の目的は、広く商売の利便性を主とし、かつ営業保護することであった。したがって、問屋・仲買で結社して約定を締結することで、商売の利便性向上と営業保護を目指していたのである。

では、営業保護とは何を意図していたのであろうか。これは取り決められた条項から、直買など流通構造を逸脱した取引の禁止を指すと推察される。

まず第3条では新規加盟の仲買人は2名以上の保証人を立てるよう規定している。また第9条では、約定証を取り交わした上は浜方からの直買を禁止している。これらの条項は、いずれも明治13年の「約定証」と共通する事項である。したがって、近世末以来課題となっていた直買が解決されないため、結社の際にも解決すべき課題として認識されていたことが窺える。

このように、近世末以来の課題解決が求められていた土浦魚会社であるが、会社として結社するにあたり、新たな規約事項も定められている。まず第1条により社の名称が「魚会社」と定めた。また第2条では資本金を750円と定め、これを30株に分割することで1株あたり25円と定めた。第8条は利益金の積み立てと分配及び分配割合に関する条文である。会社の利益金のうち100分の1を積み立て、その上で第4条の口銭等規定に則り仲買に金銭を渡す。そのほか諸経費を引いた利益金を配当することが定められた。配当割合は、旧問屋両家（内田家・大久保家）が30%、株主が50%であった。このうち株主は所持数に応じて割ることとされている。

以上のように、会社を維持するために資本金を徴収するシステムが、会社設立の約定書には組み込まれている。この資本金は株主（ここでは社員）に負担を促していた。一方、株主には利益金が分配され、会社利益のうち5割が株の保有数に合わせて分配されることとなった。

ただし、注目しておきたいのは、3割が「旧問屋両家」への配当に充てられたことである。問屋を廃して結社したものの、問屋の影響力が維持されていた様相が窺える。ちなみに、「旧問屋両家」は社長・副社長に就任している。同年七月に定められた「魚会社設立規則」<sup>49)</sup>第13条によれば、正副社長は「拾株以上之株主ヲ公選スル者トス」と記される一方、取締役は「株主ヨリ総テ株主一同之投票ヲ以テ高点ノ者ヲ採用ス」とある。社長・副社長はそれぞれ公選ではあるものの、10株以上の所有者は限定されることから、内田家・大久保家の両家から変わることはなかったと考えられる。

49) 明治14年7月「魚会社設立規則」（内田家文書151-2-③）。なお、この規則作成時には、会社の資本金は1万円と定められ、1株50円の計200株に分割されている。

ここで本節の内容をまとめておきたい。土浦河岸の魚問屋仲間・仲買仲間は、近代に至ると内国通運会社へ加入を試みた。これは国内輸送を行う際には内国通運会社への加入か独立を求めた明治6年太政官布告第230号と明治9年の茨城県布達を根拠としていた。ただし明治6年の太政官布告第230号は内国通運会社への加入と独立が選択できたため、加入しなければ輸送に携われないという制度ではなかった。また同布告は明治12年に廃止されているが、明治13年の約定書では県布達の内国通運会社加入義務に触れていることから、県布達は廃止されていなかった可能性がある。すなわち茨城県の布達は、国の方針と齟齬があったと考えられる。

土浦河岸の魚問屋・仲買仲間は、近世末以降直買の規制を繰り返し取り交わしていた。また、明治14年には問題解決のために魚問屋を廃した上で、土浦魚会社を設立した。設立時の規約では、商売の利便性向上や営業保護を目的として、浜方との直買を禁止する条項などを取り入れている。また、会社設立により株主の資本金負担と利益配当の制度が整えられた。ただし、利益配当では会社利益の半分が所有数に応じて株主に配当されるものの、一部は「旧問屋両家」に与えられる制度であった。また社長・副社長といった根幹となる役員は、旧問屋2家が務めていた。問屋は廃止となったものの、その影響力はなおも大きかったといえよう。さらに、問屋・仲買が魚会社一社に再編されたことで、問屋－仲買の統制が強化され、社長・副社長（旧問屋）－社員（仲買）というタテ組織に変容したのである。

## おわりに

以上、本稿では「一括」とされていた文書を計19点のアイテムに分け、それらを中心に読み解き、抽出できる歴史像を描いた。以下、本論の内容をまとめながら、冒頭で触れた課題に対する見解を示していきたい。

### 土浦河岸魚問屋・魚会社の展開について

土浦河岸では魚売買について、浜方－問屋－仲買－小売（見世・棒手振ら）の流通構造が存在していたが、直買による構造の逸脱が問題となっていた。この問題を解消するために交わしたのが、万延元年・文久元年の議定であった。また出荷量や荷の流通ルートの統制については、問屋が権限を有していた。

一方で、仲買の渡世が行き詰まった際にも議定を設けている。これは問屋が有する権限を一部仲買へ委譲し、仲買の渡世を存続させることを意図していた。土浦河岸の事例では、魚問屋が仲買に影響力を及ぼす要素も確認できたが、魚荷直買の横行や時勢の変化などにより、問屋のヘゲモニーが変容する事態に陥っていた。

繰り返された議定の締結にも拘わらず、直買の流れはその後も収まることはなく、土浦魚会社設立の一因となった。会社は直買などの課題解決を試みるとともに、株主（社員）への利益配当も行った。しかし、その配当区分には「旧問屋」の枠組みも存在し、会社役員も彼らが担っていた。そして魚会社の設立により、問屋－仲買の関係性は、社内の役員－社員というタテの繋がりに変容していった。なお、土浦河岸における魚問屋のヘゲモニーは、この時期に変化を求めることができる。

### 近世・近代移行期流通史上における位置付け

これまでの内陸運輸の研究では、内国通運会社への加入については運輸業者に注目が集まっ

ていた<sup>50)</sup>。今回の事例では、運輸に関わる魚問屋も加入を試みていたが、この背景には太政官布告や県布達が存在があった。ただし内国通運会社への加入は義務づけられていたわけではなく、太政官布告も後に廃止された。すなわち、茨城県の方針によって魚問屋・魚仲買も内国通運会社に加入しており、政府と県の政策認識に齟齬があったことが明らかとなった。

また、これまでの研究では全国的運輸機構の形成が議論され、政府が発する布達などの法令が分析対象となっていた<sup>51)</sup>。ただし土浦河岸の事例を紐解くと、政府の方針がそのまま運輸機構の整備に繋がるとは限らず、相対性を有することが明らかとなった。

### 「一括文書」と歴史像

「魚問屋仲間議定書・土浦魚会社設立書」の一括文書全19アイテムは、近世末から明治13年までの魚問屋・仲買仲間の議定書と、明治14年に設立された土浦魚会社の設立・営業規則に関する文書から構成されている。このまとまりを貫くのは、仲間・会社内の者が、それ以外の者を行う直買行為を規制しようという試みである。そして、その内容には近世・近代移行期における魚流通構造の変容と、問屋の影響力の変容が含まれている。これら内容は、一括文書もまとまりをアイテムごとに目録化し、腑分けすることで明らかになることであり、一括とされていたことで見過ごされてきた事象である。

今日、史料目録は全国各地で刊行されているが、今回取り上げたような一括文書の例も各地で散見される。今後、歴史学研究の充実を図るためには、複数のアイテムの括りを解きほぐした上で、これまでアーカイブズ学が提唱してきた編成を、今一度考えることが必要であろう。

---

50) 山本弘文『維新期の街道と輸送』（法政大学出版局、1972年）、前掲註21『近代移行期の交通と運輸』。

51) 前掲註21『近代移行期の交通と運輸』、阿部裕樹「明治初年における新河岸川舟運の動向」（『利根川文化研究』41、2018年）。

別表1 内田家文書151「(魚問屋仲間議定書・土浦魚会社設立書)」目録

史料番号	表題	年代	作成者	宛名	形態	備考
151 1	(袋、「魚問屋書類」)	明治17年第3月	内田氏	—	袋	151-2を一括
151 2 0	(土浦魚会社設立関係書類綴)				綴	151-2-①～④は一綴り
151 2 ①	開業及役員御届(来る8月1日より土浦魚会社本社・分社共開業につき)	明治14年7月27日	新治郡土浦本町内田要之助印・大久保藤八印・木村徳兵衛印・保立伊助印・沼尻八右衛門印	茨城県令人見殿	状	奥書に戸長奥印の記載あり
151 2 ②	魚会社設立御届(魚問屋及び魚類商今般土浦本町55番地に別紙社則のとおり資本金1万円募り営業仕りたきにつき)	明治14年7月15日	新治郡土浦町発起人内田要之助・同大久保藤八・同木村徳兵衛・同田町同保立伊助・同大町同沼尻八右衛門	茨城県令人見寧殿	状	戸長太田八郎兵衛の奥書あり
151 2 ③	魚会社設立規則	明治14年7月	—	—	状	
151 2 ④	(茨城県布達乙第81号、諸会社設立において条例規則無き者は主意・方法書・社則を所管郡役所へ届けるべきにつき)	明治14年5月26日	—	—	状	
151 3	(袋、「土浦魚会社設立書入 沓冊」)	明治14年7月	うちた氏	—	袋	
151 4	約定証(問屋営業の儀は明治9年県庁布達により内国通運会社へ連合致さざる者は水陸運送営業禁止のため加入いたすにつき)	明治13年5月10日	土浦町笹本茂助(印)ほか10名・真鍋村伊藤金兵衛ほか1名	問屋内田要之助殿	状	
151 5	差入申一札之事(魚営業仕りたく仲買を申入れるにつき)	明治12年第3月1日	新治郡土浦町七百廿六番地本人齋藤藤助(印)・同七百廿五番地保証人柳澤平右衛門(印)	問屋内田要之助殿	状	
151 6	約定証(問屋営業の儀は明治9年県庁布達により内国通運会社へ連合致さざる者は水陸運送営業禁止のため加入いたすにつき)	明治10年4月1日	土浦町笹本茂助(印)ほか11名・真鍋村伊藤金兵衛(印)ほか1名・常名村長澤・土浦町齋藤藤助	問屋内田要之助殿	竖	
151 7 0	(内国通運会社加入関係書類綴)	(明治9～11年)	—	—	綴	151-7-①～③は一綴り
151 7 ①	(当会社へ連合の約定相済み鮮魚荷物取扱所と称し営業致すべきにつき)	明治9年11月24日	内国通運会社総代佐久間庸則(印)	土浦町内田要之助殿	状	
151 7 ②	為取換誓約証(諸荷物運送所営業は明治6年太政官布告230号及び明治9年中県布達により内国通運会社へ加入致すにつき)	(明治9～11年)	茨城県第十大区一小区常陸国新治郡土浦町色川三郎兵衛印墨消・同町竹中市郎兵衛印墨消・同町内田要之助印墨消・同町大久保藤八印墨消・同町尾形徳兵衛印墨消	—	竖	奥書「十九年六月九日取消之」
151 7 ③	為取換約定書(明治6年太政官布告230号及び明治9年中県布達により内国通運会社へ加入致すにつき)	明治10年5月	茨城県第十大区一小区常陸国新治郡土浦町荒物小間物并諸商人惣代行司鈴木新兵衛印墨消ほか3名・魚問屋営業人内田要之助印墨消・大久保藤八印墨消・運送所営業人色川三郎兵衛印墨消ほか2名・米穀営業人仲間惣代行司浅野彌右エ門ほか3名・(奥書)戸長鳥居正武印墨消ほか4名	—	竖	明治19年第6月9日取消の奥書あり。立会人名浅野弥右衛門ほか8名。
151 8	議証(魚渡世の儀問屋方差支のため3ヶ年の間仲買方にて引請け渡世致すにつき)	文久3亥年11月	丸木屋儀兵衛(印)ほか9名		竖	
151 9	仲間議定連名帳(魚渡世の儀弘化3年に問屋・仲買一同議定取極るも再議定、仲買一同難渋のため再度議定につき)	文久元年辛酉年4月	仲買吉見屋金兵衛内鶴屋喜助ほか11名	問屋中	竖	文久元年4月仲買中宛宛問屋伊勢屋庄兵衛仲間議定覚共
151 10	仲間議定連名帳(魚渡世の儀弘化3年に問屋・仲買一同議定取極るも勝手我假渡世の者あるため再議定につき)	万延元年申年9月	仲買吉見屋金兵衛内鶴屋喜助ほか11名	問屋中	竖	万延元年9月仲買中宛宛問屋久次郎後見内田久右衛門仲間議定覚共
151 11	(袋、「魚問屋議証書入 但五通入」)	—	常陸土浦住順信	—	袋	
151 12	議証(魚渡世の儀近年猥りにて仲買の内議定相背き無法渡世致す者あり、今般仲買・問屋一同議定取決めにつき)	万延元年申年8月	清水與市(印)ほか10名	—	竖	



別表2 近世期における土浦魚問屋・仲買仲間議定の概要一覧

年代	万延元年8月	万延元年9月
種別	問屋仲間議定	問屋仲間議定
第一条	再議定の経緯	再議定の経緯
第二条	無法渡世の者は名を控え、問屋・見世に差し出した樽内に入れ、問屋・仲買一同立ち会いの下披見する。	問屋が棒手振に小売りをすることを一切禁止する。
第三条	仲間外の者と取引をする仲買は、一同相談の上で仲買から除外する。	問屋による造り荷を一切禁止する。
第四条	仲間外の者に荷分けをする棒手振は、その親方や仲買も荷分けや取引を一切行わない。	鮮魚は往古のとおり直請とし、糶売を一切禁止する。分け方は問屋・仲買間にて目分量で割り渡す。
第五条	自己の棒手振に心得違いや仲間外と売買をする者がいれば、親方は渡世を3日間休業とする。	魚の直取引は問屋・仲買で十分に相談する。
第六条		仲買による荷物の買付けは一切禁止する。
第七条		問屋は魚代金を相違無く勘定する。
年代	万延元年9月	万延元年9月
種別	問屋・仲買取替議定	魚問屋内田久右衛門と仲買中との議定
第一条	魚商い渡世狼りのため議定を取決める。	仲間の中で棒手振の借金が嵩んでいるとはいえ、棒手振に脇から荷物を売渡してはならない。ただし棒手振仲間で売渡しを願い出てきた場合は、親方に断りの旨を申し付け、一同の責任として差出さない。
第二条	問屋の直売を禁止する。	直取引の魚値段は月番の者が問屋と相談する。
第三条	米穀高値・諸色入用などで問屋も難渋している趣意を察するが、魚代金は相違無く勘定する。	問屋との勘定が成立しない時には、問屋からの申し出があり次第月番が差配をする。
第四条	問屋売場に名前札を掛けている者へ、仲間で勘定を相談しても取り合わない場合、名前札を裏返し渡世を断られても一同で異議申立てをしない。	棒手振が糶買いをする際は、仲買名目の者1人につき2人を差出す。
第五条	生荷の買付けを一切してはならない。	魚の分け前は月番が引き受けて一同へ分け与える。
年代	文久元年4月	文久元年4月
種別	問屋仲間議定	問屋・仲買取替議定
第一条	再議定の経緯。	魚商い渡世狼りのため議定を取決める。
第二条	問屋が棒手振に小売りをすることを一切禁止する。	問屋の直売を禁止する。
第三条	問屋による造り荷を一切禁止する。	米穀高値・諸色入用などで問屋も難渋している趣意を察するが、魚代金は相違無く勘定する。
第四条	鮮魚は往古のとおり直請とし、糶売を一切禁止する。分け方は問屋・仲買間にて目分量で割り渡す。	問屋売場に名前札を掛けている者へ、仲間で勘定を相談しても取り合わない場合、名前札を裏返し渡世を断られても一同で異議申立てをしない。
第五条	魚の直取引は問屋・仲買で十分に相談する。	生荷の買付けを一切してはならない。
第六条	仲買による荷物の買付けは一切禁止する。	
第七条	問屋は魚代金を相違無く勘定する。	
年代	文久元年4月	文久3年11月
種別	魚問屋内田久右衛門と仲買中との議定	仲買仲間議定
第一条	仲間の中で棒手振の借金が嵩んでいるとはいえ、棒手振に脇から荷物を売渡してはならない。ただし棒手振仲間で売渡しを願い出てきた場合は、親方に断りの旨を申し付け、一同の責任として差出さない。	再議定の経緯。
第二条	直取引の魚値段は月番の者が問屋と相談する。	口銭のうち5分は問屋が受け取り、荷の触れ捌きや船馬の世話はこれまでどおり行う。
第三条	問屋との勘定が成立しない時には、問屋からの申し出があり次第月番が差配をする。	口銭のうち2分5厘は仲買行司が金子に立替え、世話人がこれを取ることにする。
第四条	棒手振が糶買いをする際は、仲買名目の者1人につき2人を差出す。	口銭のうち2分5厘は惣仲間の積立金とする。
第五条	魚の分け前は月番が引き受けて一同へ分け与える。	勘定は日々行うこと。ただし端銭は毎月滞りなく支払うことにする。その際勘定が行えない者は休業とする。

出典：万延元年8月「議定」（内田家文書151-12）  
 万延元年9月「仲間議定連名帳」（内田家文書151-10）  
 文久元年4月「仲間議定連名帳」（内田家文書151-9）  
 文久3年11月「議定」（内田家文書151-8）

別表3 明治10・13年の魚問屋仲間約定書の概要

	明治10年4月1日「約定証」	明治13年5月10日「約定証」
第一条	新規仲買は一同で協議し、保証人を立てて加入する。	新規仲買は一同で協議し、保証人を立てて加入する。
第二条	問屋から買い受ける金額のうち1割2分を口銭として仲買が貰い受ける。	問屋から買い受ける金額のうち1割2分、口銭以外に金1円につき銭500文と定め、仲買が貰い受ける。ただしこの度協議し1割2分のほか3分を口銭とする。
第三条	問屋から仲買が多額の口銭を受け取った際は日ごとに精算する。	問屋から仲買が多額の口銭を受け取った際は日ごとに精算する。
第四条	購入時の端銭は月末に精算する。	購入時の端銭は月末に精算する。
第五条	問屋の勘定を滞納し出頭しない者へ仲間から売物などを送ってはならない。	問屋の勘定を滞納し出頭しない者へ仲間から売物などを送ってはならない。
第六条	買い受け代金を皆済せず営業替えをした際は、存意と取り計らう。	買い受け代金を皆済せず営業替えをした際は、存意と取り計らう。
第七条	従来1月に恵比須講の帳締めを行ってきたが、今年から廃止する。	従来2月に恵比須講の帳締めを行ってきたが、今年から廃止する。
第八条		各仲間協議の上、浜方から買付けかけたと言いき直買いなどを行うことは一切禁止する。
第九条		鮮魚営業の者は棒手振であっても第8条に照らし、直買を行ってはならない。ただし押して買い受けた際は、親方が嚴重に注意し差し止める。
第十条		問屋が勘定をせず私的に直買営業をする場合は、問屋から購入した鮮魚を無断で引き取る。かつ決して違反と申立てをしてはならない。

出典：明治10年4月1日「約定証」(内田家文書151-6)  
 明治13年5月10日「約定証」(内田家文書151-4)

別表4 明治14年土浦魚会社設立時における約定書の概要

	概 要	明治13年「約定証」との共通性
第一条	結社年限は5ヶ年で1期とし、魚会社と称する。	
第二条	資本金は750円と定め、30株で分割する。よって1株は25円とする。開社までは株金の取り戻しを許さず、かつ仲間での売買も許可しない。	
第三条	新規仲買設置の際は、2名以上の保証人を立てる。ただし株主及び仲買協議の上で加入すること。	○
第四条	口銭は1割2分、口銭以外に金1円につき5銭と定め、仲買の者が受け取る。ただし協議の上、直引として金1円につき2銭ずつとする。	○
第五条	仲買以外の者が口銭を受け取った時は買い受け代金を日ごとに精算すること。	○
第六条	購入代金の端銭は全て月末に精算する。	○
第七条	本社の勘定が滞り出頭しない者には、仲間から決して売物などを送る事は一切停止する。	○
第八条	利益金のうち100分の1を積み立て、かつ第4条に照準し仲買へ支払い、その他諸経費を引いた上で分配する。分配割合：株主配当(5割)・旧問屋2家(3割)・株の買い高金に基づき配当(2割)	
第九条	浜方からの直買禁止。ただし棒手振であっても条文に照らし、親方にて嚴重に取り調べ、堅く停止する。	○
第十条	本社を不会計にして私的に営業転換した際は、購入した物品を無断で引き取っても違反を申立ててはならない。	○

出典：明治14年5月7日「約定書」(保立家文書3-⑧)